

平成 26 年 8 月 18 日
建荷協兵庫県支部 事務局

支部会員（検査業者）各位

建設荷役車両特定自主検査強調月間の実施について

会員各位には、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて標題の件ですが、平成 26 年 8 月 8 日付け建荷業発第 17 号（通知文書）により活動依頼がきましたので、特に検査業者会員事業所に関係する個所を、下記のとおり抜粋掲示いたします。よろしく願いいたします。

本件記載にある「PR 用パンフレット」は、後日、本部より直接会員事業所へ配布される予定です。本件に関しご要望があれば、事務局までご連絡をお願いします。

記（通知文書記の 2 関係）

2 登録検査業者に対する顧客事業場（ユーザー）に対する PR

実施要綱の登録検査業者が行う実施事項の中で「特自検の実施が定着するよう顧客に対し PR を行う。」として、登録検査業者にもその一端を担っていただくこととする。

については、会員の登録検査業者からそれぞれの顧客に対し、強調月間 PR 用リーフレットを配布するなど、特自検の完全実施に向けて PR を実施していただくよう、協力依頼を行うこと。また、解体用機械を保有しており、本年 6 月末までに特自検を実施していない顧客には、既に法令違反となっていることから、早急に特自検を実施することが必要であることの実施勧奨等の協力依頼を行うこと。

（注：下線及び赤字は事務局で留意事項として示しました。）